

---

---

**令和4年度 国立大学法人お茶の水女子大学  
学生支援に関する自己点検・評価報告書**

---

---

**令和5年5月 学生委員会**

# (目次)

- I 本報告書について . . . . . p. 3
- II 評価項目の分析
  - (1) 評価項目 1：学生生活支援 . . . . . p. 4
  - (2) 評価項目 2：課外活動支援 . . . . . p. 10
  - (3) 評価項目 3：留学生生活支援 . . . . . p. 13
  - (4) 評価項目 4：特別な支援 . . . . . p. 16
  - (5) 評価項目 5：経済支援 . . . . . p. 19
- III 関係者からの意見聴取 . . . . . p. 25

# I 本報告書について

## 【概要】

- ・本報告書は、国立大学法人お茶の水女子大学の内部質保証に関する基本方針、及び国立大学法人お茶の水女子大学の学生支援に関する自己点検・評価実施要項に基づき実施する自己点検・評価の結果をまとめたものである。

## 【作成担当】

区 分		推進責任者	担 当
評価項目 1：学生生活支援		教育を担当する副学長	人事労務課、学務課、学生・キャリア支援課、国際課、学生支援室、学生・キャリア支援センター
評価項目 2：課外活動支援			学生・キャリア支援課、図書・情報課、学生支援室、学生・キャリア支援センター
評価項目 3：留学生生活支援			学生・キャリア支援課、国際課、学生・キャリア支援センター、国際教育センター
評価項目 4：特別な支援			学生・キャリア支援課、学生支援室、学生・キャリア支援センター
評価項目 5：経済支援			学務課、学務課（ファカルティ支援担当）、学生・キャリア支援課、国際課、研究・産学連携課
関係者からの意見聴取	新入生生活調査		学生・キャリア支援センター
	学生懇談会		学生・キャリア支援課（学長、理事、副学長、関係課長）
	卒業（修了）時アンケート 〔学生支援関係〕		学務課、教学 IR・教育開発・学修支援センター
	卒業（修了）生アンケート		学生・キャリア支援センター

## Ⅱ-(1) 評価項目 1：学生生活支援

### 【評価項目の観点等】

評価の観点	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること。 (参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価大学評価基準 分析項目 4-2-1」)
観点到係る判断 (自己評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の観点を満たしている。 <input type="checkbox"/> 上記の観点を満たしていない。
分析の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。</li> <li>・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。</li> <li>・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。</li> <li>・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。</li> <li>・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。</li> </ul>
必須の記載項目・ 根拠資料	<p><b>【必須の記載項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・助言体制等一覧（総合的相談、身体的健康に係る支援・相談、精神的健康に係る支援・相談、就職・進路に係る支援・相談、各種ハラスメントに係る防止、各種ハラスメントに係る相談）</li> </ul> <p><b>【必須の根拠資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料</li> <li>・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）</li> <li>・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料</li> <li>・生活支援制度の利用実績が確認できる資料</li> </ul>
評価方法	<p>「上記の観点を満たしている」と判断する基準は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価の観点」及び分析の手順」に沿って、根拠となるデータ・資料を示している。</li> </ul>

	<p>・根拠となるデータ・資料を示すことができない場合、対応するための計画及びその進捗（プロセス）、計画を立てることが不可能である理由が特記事項に記述されている。</p> <p>（参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 評価実施手引書（機構評価担当者用）」第2章評価要項（1）－書面調査」）。</p>
--	---

### 【観点に係る実施状況／根拠資料・データ】

・相談・助言体制等一覧【担当：人事労務課、学務課、学生・キャリア支援課、国際課、学生支援室、学生・キャリア支援センター】

機能	組織				支援の内容	相談の実績
	組織の名称	担当事務	根拠規定	配置された人員		
総合的相談	学生相談室	学生・キャリア支援課	・国立大学法人お茶の水女子大学学生・キャリア支援センター規則（第3条及び第12条） ・国立大学法人お茶の水女子大学学生相談室内規	2人	学生の修学及び生活上の諸問題についての相談並びに精神的な悩みに必要な助言及び支援	1,009件
	なんでも相談室	学生・キャリア支援課		7人		随時実施のため未集計
	研究生活支援のための大学院生相談窓口（院生相談窓口）	学生・キャリア支援課		6人		随時実施のため未集計
	留学生日本語学習支援・交流室	国際課	国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則（第3条第6号）	27人	留学生に対する修学上及び生活上の指導助言	688件
	学務課	—	国立大学法人お茶の水女子大学事務組織規則第14条	11人	履修及び学籍（休学・復学・退学）に関する相談及び助言	随時実施のため未集計
	学生・キャリア支援課	—	国立大学法人お茶の水女子大学事務組織規則第15条	7人	学生の修学及び生活上の諸問題についての相談並びに精神的な悩みに必要な助言及び支援	随時実施のため未集計

機能	組織				支援の内容	相談の実績
	組織の名称	担当事務	根拠規定	配置された人員		
身体的健康に係る支援・相談	保健管理センター	学生・キャリア支援課	国立大学法人お茶の水女子大学保健管理センター規則(第3条第5号、第6号、及び第7号)	3人	・健康相談 ・健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指導援助 ・環境衛生及び、伝染病の予防についての指導援助	1,284件
精神的健康に係る支援・相談	保健管理センター	学生・キャリア支援課	国立大学法人お茶の水女子大学保健管理センター規則(第3条第4号)	4人	精神衛生等についての相談及び助言	260件
	学生相談室	学生・キャリア支援課	・国立大学法人お茶の水女子大学学生・キャリア支援センター規則(第3条及び第12条) ・国立大学法人お茶の水女子大学学生相談室内規	2人	学生の修学及び生活上の諸問題についての相談並びに精神的な悩みに必要な助言及び支援 ※ 「学生相談室」の実績については、総合的相談と精神的健康に係る支援・相談とを一概に区別できないことから、同数を記載。	1,009件
就職・進路に係る支援・相談	学生相談室 (キャリア相談)	学生・キャリア支援課	・国立大学法人お茶の水女子大学学生・キャリア支援センター規則(第3条及び第12条)	3人	キャリアアドバイザーによる就職に関する相談及び助言	1,207件
	学生相談室 (博士のキャリア相談)	学生・キャリア支援課	・国立大学法人お茶の水女子大学学生相談室内規	3人	専門のキャリアアドバイザーが、博士後期課程院生・本学に所属しているポスドクを対象に、就職活動やワークライフ等に関する様々な相談に対応	31件
各種ハラスメントに係る	国立大学法人お茶の水女子大	人事労務課	・国立大学法人お茶の水女子大学人権		(1)ハラスメント等人権侵害の防止	

機能	組織				支援の内容	相談の実績
	組織の名称	担当事務	根拠規定	配置された人員		
る防止	学ハラスメント等人権委員会 (人権委員会)		憲章 ・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン(第4条) ・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権委員会規則(第2条)		及び施策 (2)ハラスメント等人権侵害の権利回復 (3)ハラスメント等人権侵害の相談 (4)ハラスメント等人権侵害の問題解決 (5)ハラスメント等人権侵害の緊急の安全措置 (6)ハラスメント等人権侵害の通知 (7)ハラスメント等人権侵害の権利回復措置及び処分について、学長及び部局長への勧告 (8)その他ハラスメント等人権侵害に関し必要な事項	
各種ハラスメントに係る相談	ハラスメント等人権侵害相談室	人事労務課	・国立大学法人お茶の水女子大学人権憲章 ・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン(第6条) ・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害相談員規程 ・国立大学法人お茶の水女子大学ハラ	専門相談員 2人 相談員 19人	(1)ハラスメント等人権侵害に関する相談 (2)ハラスメント等人権侵害の問題解決のための手続に関する相談 (3)ハラスメント等人権侵害に関する相談を行った者に対する支援 (4)ハラスメント等人権侵害に関するハラスメント等人権委員会へ	109件

機能	組織				支援の内容	相談の 実績
	組織の名称	担当事務	根拠規定	配置され た人員		
			スメント等人権侵害専門相談員規程		の通知、調整、調停及び事実調査 の取次ぎ (5)ハラスメント等人権侵害に関する 学内・学外相談窓口及びハラス メント等人権侵害相談室長との 連絡調整 (6)その他相談に関する事項	

・根拠資料・データ一覧【担当：人事労務課、学務課、学生・キャリア支援課、国際課、学生支援室、学生・キャリア支援センター】

(※各根拠資料・データについては、学内者のみの資料とする。)

資料番号	資料名	担当事務	備考
■ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
II-1-1	・学生相談（キャンパスガイド2022 p.39-45 抜粋）	学生・キャリア支援課	
II-1-2	・大学院生相談窓口及び博士のキャリア相談（大学ウェブサイト）	学生・キャリア支援課	
II-1-3	・国立大学法人お茶の水女子大学学生・キャリア支援センター規則	学生・キャリア支援課	第3条、第12条
II-1-4	・国立大学法人お茶の水女子大学学生相談室内規	学生・キャリア支援課	
II-1-5	・国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則	国際課	第3条第6号
II-1-6	・国立大学法人お茶の水女子大学保健管理センター規則	学生・キャリア支援課	第3条第4号
■ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
II-1-7	・国立大学法人お茶の水女子大学人権憲章	人事労務課	
II-1-8	・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン	人事労務課	
II-1-9	・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権委員会規則	人事労務課	



資料番号	資料名	担当事務	備考
II-1-10	・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害相談員規程	人事労務課	
II-1-11	・国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害専門相談員規程	人事労務課	
II-1-12	・ハラスメント等人権相談室 (大学ウェブサイト)	人事労務課	
II-1-13	・ハラスメント相談ガイド (リーフレット)	人事労務課	
II-1-14	・トランスジェンダー学生の受入れについて (大学ウェブサイト)	学生・キャリア支援課	
II-1-15	・トランスジェンダー学生受入れに関するガイドライン	学生・キャリア支援課	
II-1-16	・国立大学法人お茶の水女子大学トランスジェンダー学生受入れに関する規則	学生・キャリア支援課	
<b>■ 生活支援制度の学生への周知方法 (刊行物、プリント、掲示等) が確認できる資料</b>			
II-1-17	・在学生ページ及び各種学生相談 (大学ウェブサイト)	人事労務課、学務課、学生・キャリア支援課、国際課	
II-1-18	・学生生活 (キャンパスガイド 2022 p.13-25 抜粋)	学生・キャリア支援課	
II-1-19	・お茶大サポートマップ (大学ウェブサイト)	図書・情報課	
<b>■ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料</b>			
II-1-20	・お茶の水女子大学の学生相談室における来談者の推移 2004-2020 (「高等教育と学生支援 2021 年 第 12 号」)	学生・キャリア支援課	
II-1-21	・令和 4 年度ハラスメント等人権侵害相談室利用実績	人事労務課	
II-1-22	・令和 4 年度留学生相談室利用状況集計	国際課	
II-1-23	・休学・復学・退学の手続きについて (大学ウェブサイト)	学務課	

### 【観点に係る特記事項・補足事項】

・特になし。

## Ⅱ-(2) 評価項目 2：課外活動支援

### 【評価項目の観点等】

観点	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていることとされていること。 (参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価大学評価基準 分析項目 4-2-2」)
観点到係る判断 (自己評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の観点を満たしている。 <input type="checkbox"/> 上記の観点を満たしていない。
分析の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。</li> </ul> ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。 ※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。
必須の記載項目・ 根拠資料	<b>【必須の記載項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>課外活動に係る支援状況一覧（課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、運営資金、備品貸与）</li> </ul> <b>【必須の根拠資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
評価方法	「上記の観点を満たしている」と判断する基準は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「評価の観点」及び分析の手順」に沿って、根拠となるデータ・資料を示している。</li> <li>根拠となるデータ・資料を示すことができない場合、対応するための計画及びその進捗（プロセス）、計画を立てることが不可能である理由が特記事項に記述されている。</li> </ul> (参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 評価実施手引書（機構評価担当者用）」第2章評価要項（1）－書面調査」。)

### 【観点到係る実施状況／根拠資料・データ】

・課外活動に係る支援状況一覧【担当：学生・キャリア支援課、図書・情報課、学生支援室、学生・キャリア支援センター】

課外活動団体数	50 団体
---------	-------

支援の分類	内容	備考
課外活動施設設備の整備	<p><b>【Student Commons】</b></p> <p>→ 平成 28 年 3 月に新設。2 階建て（延面積 928 m<sup>2</sup>）、1 階にラウンジ、事務室、作業室（印刷）、給湯室、自販機コーナー（飲料）、アトリエ 1～3、和室、微音祭実行委員会室を配し、2 階にダンス・ミニ講演会等に利用できるマルチパーパス 1（大集会室）及びマルチパーパス 2（中集会室）を備え、この他に音楽活動に利用できるスタジオ 1～2（防音室）を配している。インターネット環境完備。指定の部屋はウェブサイト「サークル施設予約システム」を通じて予約することにより使用。</p>	
	<p><b>【課外活動施設】</b></p> <p>→ 令和 4 年度開寮の新学生宿舎「音羽館」併設の「Student Commons Annex」として改築（約 800 m<sup>2</sup>）。専用エントランスを設け、1 階部分に、共用部屋、練習室、ピアノ室、更衣室を設置している。指定の部屋はウェブサイト「サークル施設予約システム」を通じて予約することにより使用。</p>	
	<p><b>【その他学内施設（共通講義棟、文教育学部 1 号館会議室、理学部 3 号館 701 室、大学本館 301 室、キャンパス内の屋外、グラウンド、体育館、テニスコート）】</b></p> <p>→ 各施設担当窓口に集会届又は利用届を提出することにより使用できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学ウェブサイト「学内施設利用について」 <a href="https://www.cf.ocha.ac.jp/student_support/j/menu/activities/facility_utilization.html">https://www.cf.ocha.ac.jp/student_support/j/menu/activities/facility_utilization.html</a></li> <li>• 大学ウェブサイト「体育館の利用について」 <a href="https://www.cf.ocha.ac.jp/student_support/j/menu/activities/gymnasium.html">https://www.cf.ocha.ac.jp/student_support/j/menu/activities/gymnasium.html</a></li> </ul>
	<p><b>【歴史資料館】</b></p> <p>→ 歴史資料館のアシスタント（MuSA: Museum Student Assistant）を通じて、資料の保存・管理、展示案内など、学芸員業務の一端に触れることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 『大学案内 2023』 p. 105 <a href="https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d002661_d/fil/ocha_dai_guide_2023.pdf">https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d002661_d/fil/ocha_dai_guide_2023.pdf</a></li> </ul>
	<p><b>【附属図書館】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 『大学案内 2023』 p. 105</li> </ul>

支援の分類	内容	備考
	→ 図書館業務のアシスタントを通じてキャリア体験を積むプログラム (LiSA: library student assistant) があり、書架整理やラベル貼りといった通常業務等の経験の提供機会。	<a href="https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d002661_d/fil/ocha_dai_guide_2023.pdf">https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d002661_d/fil/ocha_dai_guide_2023.pdf</a>
運営資金	お茶の水女子大学後援会の事業として、課外活動費補助 (公認サークルに対する備品・消耗品購入補助、全国大会に参加する際の登録料・参加費の補助等) を実施しているほか、德音祭 (学園祭) 補助として、必要な物品及び機材レンタル経費の支援を行っている。また、学生に対する寄附による運営資金支援として、本学ウェブサイト上で大学公認サークルの活動を支援するための寄附制度を案内している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ウェブサイト「学生へのご寄付」 <a href="https://www.ocha.ac.jp/contribution/category/index04.html">https://www.ocha.ac.jp/contribution/category/index04.html</a></li> </ul>
備品貸与	学生・キャリア支援課に使用申込書を提出し、利用期間 1 週間以内を目途に貸し出し。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ウェブサイト「学生・キャリア支援課貸出備品」 <a href="https://www.ocha.ac.jp/campuslife/student-center/equipment.html">https://www.ocha.ac.jp/campuslife/student-center/equipment.html</a></li> </ul>

### 【観点に係る特記事項・補足事項】

- ・特になし

## Ⅱ-(3) 評価項目 3 : 留学生生活支援

### 【評価項目の観点等】

観点	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること。 (参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価大学評価基準 分析項目 4-2-3」)
観点到係る判断 (自己評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の観点を満たしている。 <input type="checkbox"/> 上記の観点を満たしていない。
分析の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。</li> <li>・海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。</li> <li>・卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。</li> </ul>
必須の記載項目・ 根拠資料	<b>【必須の記載項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生への生活支援の内容及び実施体制</li> </ul> <b>【必須の根拠資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</li> </ul>
評価方法	<p>「上記の観点を満たしている」と判断する基準は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価の観点」及び分析の手順」に沿って、根拠となるデータ・資料を示している。</li> <li>・根拠となるデータ・資料を示すことができない場合、対応するための計画及びその進捗（プロセス）、計画を立てることが不可能である理由が特記事項に記述されている。</li> </ul> <p>(参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 評価実施手引書（機構評価担当者用）」第2章評価要項（1）一書面調査」)。</p>

### 【観点到係る実施状況／根拠資料・データ】

・留学生への生活支援の内容及び実施体制【担当：学生・キャリア支援課、国際課、学生・キャリア支援センター、国際教育センター】

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
チューター制度の実施	大学院生を中心とするチューターが、全学の留学生を対象に生活面での情報提供や日本語学習面でのサポート	国際教育センター	場所：学生セン

	生活支援の内容	担当する組織名称	備考
「留学生（日本語学習支援・交流室）相談室」	を実施。支援室には2名のチューターが交替で平日の10時から17時まで常駐している。留学生は、開室時間内に自由に来室し、必要に応じてチューターのサポートが気楽に受けられるシステムになっている。現在はオンラインでサポートを受けることも可能となっている。		ター棟402室
オリエンテーションの実施	毎年度3月、9月に、新規留学生を対象としたオンラインオリエンテーションを実施。渡日後円滑に学生生活をスタートできるよう、以下の情報を提供している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生向け科目の授業概要及び履修登録方法</li> <li>・チューター制度</li> <li>・健康管理及び危機管理</li> <li>・学生生活について</li> <li>・在留資格手続きを含む日本での生活全般について</li> </ul>	国際課	
留学生相談	生活上の相談で、キャンパス内で最初に訪れることのできる窓口として日本語学習支援・交流室を設置し、滞りのない学生生活が送れるよう、情報提供および相談（アドバイス）を提供している。	国際課 国際教育センター	
PC・プリンター・ラウンジの使用	日本語学習支援・交流室では、6台のパソコンとプリンターが常時使え、コピー用紙を持参すれば誰でも無料で印刷が可能（1回あたり20枚まで）。 また、留学生日本語学習支援・交流室と同じ階に、他の留学生との交流の場として「交流ラウンジ」を配置。	国際教育センター	
文化教室	外国人留学生が日本の伝統文化に直接触れ、日本への理解をより深めることを目的とし、2003年度から日本文化教室を実施。日本人学生も参加することで相互交流を図るとともにグローバルな視点の習得を狙う。 (生け花教室、きもの教室、書道教室、茶道教室、歌舞伎勉強会、折り紙教室、漫画教室、ふろしき教室、お箏教室、能楽教室)	国際教育センター	
外国人留学生対象就職ガイダンス、ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス：4月、10月に各1回開催。</li> <li>・ワークショップ：7月、12月に各1回開催。</li> </ul>	学生・キャリア支援センター	

## ・根拠資料・データ一覧【学生・キャリア支援課、国際課、国際教育センター】

(※各根拠資料・データについては、学内者のみの資料とする。)

資料番号	資料名	担当事務	備考
■ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
II-3-1	・留学生向け英語版サイト（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-2	・留学生向け中国語版サイト（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-3	・留学生教育（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-4	・留学生日本語学習支援・交流室（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-5	・文化教室（Japanese Culture Program）（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-6	・留学生文化教室パンフレット（日本語版・英語版）	国際課	
II-3-7	・外国人留学生ハンドブック Guide for Prospective COIL Partners	国際課	
II-3-8	・留学生向け英語版サイト（COVID-19）（大学ウェブサイト）	国際課	
II-3-9	・外国人留学生対象就職ガイダンス	国際課、学生・キャリア支援課	

## 【観点に係る特記事項・補足事項】

・特になし。

## Ⅱ-(4) 評価項目 4：特別な支援

### 【評価項目の観点等】

観点	<p>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること。</p> <p>(参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価大学評価基準 分析項目 4-2-4」)</p>
観点到係る判断 (自己評価)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 上記の観点を満たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の観点を満たしていない。</p>
分析の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。</li> <li>・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。</li> </ul> <p>※施設・設備のバリアフリー化への対応については、国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価実施要項に基づき実施する自己点検・評価において確認する。</p>
必須の記載項目・ 根拠資料	<p><b>【必須の記載項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</li> </ul> <p><b>【必須の根拠資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類</li> </ul>
評価方法	<p>「上記の観点を満たしている」と判断する基準は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価の観点」及び分析の手順に沿って、根拠となるデータ・資料を示している。</li> <li>・根拠となるデータ・資料を示すことができない場合、対応するための計画及びその進捗(プロセス)、計画を立てることが不可能である理由が特記事項に記述されている。</li> </ul> <p>(参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 評価実施手引書(機構評価担当者用)「第2章評価要項(1)一書面調査」)。</p>



## 【観点に係る実施状況／根拠資料・データ】

## ・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制【担当：学生・キャリア支援課、学生支援室、学生・キャリア支援センター】

生活支援の内容	担当する組織名称	備考
障害学生支援委員会	<p>「国立大学法人お茶の水女子大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領」第8条第2の規定に基づき、障害者差別解消の推進に関し、次に掲げる事項を審議するために設置する。</p> <p>(1) 障害学生のための支援制度に関すること。            (2) 障害学生のための施設等の整備に関すること。            (3) 障害学生のための合理的配慮の合意形成に関すること。            (4) 学外の連携機関との連絡調整に関すること。            (5) その他障害学生支援に関すること。</p> <p>令和4年度は支援の申出及び配慮の希望に基づいて、申請者全員に支援を行うことを当委員会で決定し、授業担当教員及び指導教員、関係各課などに支援方針の通知を行った。</p>	学生・キャリア支援課
障害学生支援相談窓口	障害のある学生（障害のある入学志願者も含む）の修学及び生活上の諸問題についての相談に応じる。個別の事情に応じた支援を行う。	障害学生支援委員会 学生・キャリア支援課
障害学生支援コーディネーターの配置	保健管理センターにおいて、障害のある学生の支援業務全般を行う。	保健管理センター 学生・キャリア支援センター 学生・キャリア支援課
バリアフリーマップの作成・ウェブサイト掲載	平成29年度学生自主企画プロジェクト「キャンパスマップ改善計画」として、在学生（当時）の企画により作成。車椅子利用者に対して必要な情報をアイコン等で表示するほか、視覚障害者に対して点字ブロック設置場所等の記載、音声読み上げソフトに対応するテキスト形式で作成した。さらに、カラーバリアフリーにも対応した配色で作成している。	施設課、企画戦略課（広報担当）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
障害者差別事案解決	<p>障害者差別事案に起因する紛争の防止又は解決を図るために、次の各号に掲げる事項を行う。ただし、ハラスメント等人権侵害の事案は除く。</p> <p>(1) 障害者差別事案の申立ての受理に関する事項</p> <p>(2) 障害者差別事案に対する事実調査の実施及び調査結果の審議</p> <p>(3) 救済措置及び学長への勧告案の決定</p> <p>(4) 救済措置の実施に係る関係する部局の長及び申立者への通知</p> <p>(5) その他紛争の防止及び解決のために必要な事項</p>	障害者差別事案解決委員会	

・根拠資料・データ一覧【担当：学生・キャリア支援課、学生支援室、学生・キャリア支援センター】

(※各根拠資料・データについては、学内者のみの資料とする。)

資料番号	資料名	担当事務	備考
■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類			
II-4-1	・国立大学法人お茶の水女子大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	学生・キャリア支援課	
II-4-2	・国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援に関する基本方針	学生・キャリア支援課	
II-4-3	・国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援委員会規則	学生・キャリア支援課	
II-4-4	・国立大学法人お茶の水女子大学障害者差別事案解決委員会規則	学生・キャリア支援課	

【観点に係る特記事項・補足事項】

・特になし。

## Ⅱ-(5) 評価項目 5 : 経済支援

### 【評価項目の観点等】

観点	<p>学生に対する経済面での援助を行っていること。</p> <p>(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価大学評価基準 分析項目 4-2-5」)</p>
観点到係る判断 (自己評価)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 上記の観点を満たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の観点を満たしていない。</p>
分析の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。</li> <li>・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。</li> </ul>
必須の記載項目・ 根拠資料	<p><b>【必須の記載項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（奨学金制度窓口の周知方法、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舎の整備）</li> </ul> <p><b>【必須の根拠資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</li> <li>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</li> <li>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</li> <li>・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</li> <li>・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料</li> <li>・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料</li> </ul>
評価方法	<p>「上記の観点を満たしている」と判断する基準は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価の観点」及び分析の手順に沿って、根拠となるデータ・資料を示している。</li> <li>・根拠となるデータ・資料を示すことができない場合、対応するための計画及びその進捗（プロセス）、計画を立てることが不可能である理由が特記事項に記述されている。</li> </ul> <p>(参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 評価実施手引書（機構評価担当者用）」第2章評価要項（1）－書面調査」)。</p>

【観点に係る実施状況／根拠資料・データ】

・経済的支援の整備状況、利用実績一覧【担当：学務課、学務課（ファカルティ支援担当）、学生・キャリア支援課、国際課、研究・産学連携課】

奨学金制度窓口の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学案内掲載</li> <li>・大学ウェブサイト掲載</li> <li>・キャンパスガイド掲載</li> <li>・学生ポータルサイト掲載</li> <li>・各種ガイダンス・説明会、窓口での周知</li> <li>・メールマガジン (OchaMail) での周知</li> </ul>
--------------	--

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
大学独自の奨学金制度	学生・キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金選考基準</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学学部成績優秀者奨学金内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学学部成績優秀者奨学金選考基準</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学お茶大 SCC レジデント・アシスタント奨学金内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞選考基準</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学錦織チサエ奨学金内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規及び国立大学法人お茶の水女子大学錦織チサエ奨学金内規に関する申合せ</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学高田弘子奨学金内規</li> <li>・国立大学法人お茶の水女子大学 KSP-SP 奨学金内規</li> </ul>	3人 (※学生・キャリア支援課での人員のみ)	227人	学生納付金 寄附金

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学創立 120 周年記念事業国際交流振興基金・桜蔭会国際交流奨励賞運営内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学海外留学特別奨学金内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学富永ふみ教育基金運営内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学育児支援奨学金内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学奨学基金運営要項</li> </ul>			
入学料の免除	学生・キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学学則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学被災学生に対する授業料等免除取扱特例規程</li> </ul>	2 人	令和 4 年度実績 50 人	学生納付金
授業料の免除	学生・キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学学則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学被災学生に対する授業料等免除取扱特例規程</li> </ul>	2 人	令和 4 年度実績 396 人	学生納付金
寄宿舎の整備	学生・キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学学則</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学音羽館仮入寮取扱内規</li> <li>・ 国立大学法人お茶の水女子大学授業料その他の費用に関する規則</li> </ul>	2 人	令和 5 年 1 月時点 小石川寮 42 人 お茶大 SCC35 人 音羽館 416 人	学生納付金

## ・根拠資料・データ一覧【担当：学務課、学務課（ファカルティ支援担当）、学生・キャリア支援課、国際課、研究・産学連携課】

(※各根拠資料・データについては、学内者のみの資料とする。)

資料番号	資料名	担当事務	備考
<b>■ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</b>			
Ⅱ-1-19 (再掲)	お茶大サポートマップ (大学ウェブサイト)	図書・情報課	
Ⅱ-5-1	奨学金制度 (大学案内 2022 p.112 抜粋)	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-2	奨学金及び本学独自の奨学金一覧 (大学ウェブサイト)	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-3	学生相談 (経済的相談) (キャンパスガイド 2022 p.45-51 抜粋)	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-4	お茶の水女子大学ポータルサイト (インフォメーション【奨学金】)	学生・キャリア支援課	
<b>■ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</b>			
Ⅱ-5-5	日本学生支援機構奨学金奨学生数 (令和4年度)	学生・キャリア支援課	
<b>■ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</b>			
Ⅱ-5-1 (再掲)	奨学金制度 (大学案内 2022 p.112 抜粋)	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-2 (再掲)	奨学金及び本学独自の奨学金一覧 (大学ウェブサイト)	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-6	国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金内規	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-7	国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金選考基準	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-8	令和5年度お茶の水女子大学“みがかずば”奨学金 (予約型奨学金) 募集要項及びポスター	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-9	国立大学法人お茶の水女子大学学部成績優秀者奨学金内規	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-10	国立大学法人お茶の水女子大学学部成績優秀者奨学金選考基準	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-11	国立大学法人お茶の水女子大学お茶大SCCレジデント・アシスタント奨学金内規	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-12	国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞内規	学生・キャリア支援課	
Ⅱ-5-13	国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞選考基準	学生・キャリア支援課	

資料番号	資料名	担当事務	備考
II-5-14	令和5年度お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞（予約型奨学金）募集要項	学生・キャリア支援課	
II-5-15	国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規	学生・キャリア支援課	
II-5-16	国立大学法人お茶の水女子大学錦織チサエ奨学金内規	学生・キャリア支援課	
II-5-17	国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規及び国立大学法人お茶の水女子大学錦織チサエ奨学金内規に関する申合せ	学生・キャリア支援課	
II-5-18	大学院予約型奨学金募集要項<文系分野><理系分野>令和5年度お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞	学生・キャリア支援課	
II-5-19	国立大学法人お茶の水女子大学高田弘子奨学金内規	学生・キャリア支援課、研究・産学連携課	
II-5-20	大学院奨学金募集要項令和4年度お茶の水女子大学高田弘子奨学金	学生・キャリア支援課	
II-5-21	国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金・桜蔭会国際交流奨励賞運営内規	国際課	
II-5-22	国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金内規	学生・キャリア支援課	
II-5-23	令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金募集要項	学生・キャリア支援課	
II-5-24	国立大学法人お茶の水女子大学海外留学特別奨学金内規	学生・キャリア支援課	
II-5-25	国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金内規	学生・キャリア支援課	
II-5-26	国立大学法人お茶の水女子大学富永ふみ教育基金運営内規	国際課	
II-5-27	国立大学法人お茶の水女子大学育児支援奨学金内規	学生・キャリア支援課	
II-5-28	国立大学法人お茶の水女子大学奨学基金運営要項	学生・キャリア支援課	
II-5-29	湯浅年子記念特別研究員奨学基金及びポスター（大学ウェブサイト）	学務課（ファカルティ支援担当）	
II-5-30	本学独自の奨学金授与人数（大学概要2022 p.7抜粋）	学生・キャリア支援課	
■ 入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料			
II-5-31	・お茶の水女子大学大学学則	学務課	
II-5-32	・お茶の水女子大学大学院学則	学務課	

資料番号	資料名	担当事務	備考
II-5-33	・国立大学法人お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則	学生・キャリア支援課	
II-5-34	・入学料及び授業料の免除・徴収猶予制度について（大学ウェブサイト）	学生・キャリア支援課	
II-5-35	・入学料及び授業料免除・徴収猶予制度利用実績	学生・キャリア支援課	
■ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
II-5-31 (再掲)	・お茶の水女子大学大学学則	学務課	
II-5-36	・学生生活【学生宿舎】（キャンパスガイド 2022 p. 13 抜粋）	学生・キャリア支援課	
II-5-37	・国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程	学生・キャリア支援課	
II-5-38	・国立大学法人お茶の水女子大学音羽館仮入寮取扱内規	学生・キャリア支援課	
II-5-39	・国立大学法人お茶の水女子大学授業料その他の費用に関する規則	学生・キャリア支援課	
II-5-40	・音羽館（新学生宿舎）の概要及び入寮申請要項	学生・キャリア支援課	
■ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
II-5-41	・学資貸付金（大学ウェブサイト）	学生・キャリア支援課	
II-5-42	・学資貸付金利用実績	学生・キャリア支援課	

### 【観点に係る特記事項・補足事項】

・特になし。



### Ⅲ 関係者からの意見聴取

※ 「国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針」第6条、及び「国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項」第3条を踏まえ、令和4年度に関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見聴取を行った結果等を以下に記載する。

#### ・意見聴取の内容・結果、聴取結果を踏まえた対応等

(※記載内容は令和5年5月末時点。聴取結果を踏まえた対応等のうち、検討中・対応中としている事項については、次年度以降も継続して対応状況を記載することとする。)

意見聴取の内容・結果等					聴取結果を踏まえた対応等		
実施時期	実施主体	聴取対象者	実施内容 (アンケート件名等)	聴取結果 (意見の内容)	対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況
R5.3	学生・キャリア支援センター	学部1年生	新入生生活調査 【根拠資料Ⅲ-1-1】	入学時点で奨学金についての認知度があまり高くないため、奨学金の情報が学生に有効に利用されていない。	奨学金の認知度が上がるように、奨学金の周知方法を改善する方法を検討している。	学生・キャリア支援課	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
				入学時点で学生寮 SCC についての認知度が過去年度より下がっていたため、学生寮の情報が学生に有効に利用されていない。	学生寮の認知度が上がるように、全国の高校向けに学生寮 SCC のリーフレットを奨学金資料などと一緒に事前に送付し、認知度の向上を図る。	学生・キャリア支援センター	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
R4.11	学生・キャリア支援課（学長、理事、副学長、関係課長）	学生代表	学生懇談会 【根拠資料Ⅲ-2-1】	土曜祝日に原則閉門とされる南門が開門している場合がある。駅までのアクセス向上のため開門情報を提供して欲しい（音羽館寮生より）。	音羽館寮生に対し、大学が把握する南門の開門情報を定期的に提供することとした。	学生・キャリア支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )

意見聴取の内容・結果等					聴取結果を踏まえた対応等		
実施時期	実施主体	聴取対象者	実施内容 (アンケート件名等)	聴取結果 (意見の内容)	対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況
				理学部3号館の教室に設置するプロジェクタ等AV機器が古く、利用上の支障をきたしているため交換を検討して欲しい。	新しいAV機器へ交換した。他の教室についても、予算の使用状況を鑑みて順次交換を予定している。	学務課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
R5.2-3	学務課及び教育学 IR・教育開発・学修支援センター	学生	卒業(修了)時アンケート〔学生支援関係〕 【根拠資料Ⅲ-3-1】	Q22(キャリア支援行事やガイダンスに対する満足度)やQ25(学生支援や課外活動支援に対する満足度)等、利用していると回答している層からは概ね高い満足度を得ている。	アンケート結果を学生支援の実施主体(課・センター)に共有し、結果を検証することを依頼した。	学生・キャリア支援センター及び学生・キャリア支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
R5.3	学生・キャリア支援センター	卒業(修了生)	卒業(修了)生アンケート(2022年度卒業1年目調査結果) 【根拠資料Ⅲ-4-1】	卒業後早期離職したケースでは、労働条件(労働時間や配属地)の入社前イメージと入社後の実態の乖離が大きい。 就職後も管理的な立場を積極的に望まない卒業生が半数を超える。	キャリア支援やキャリア教育科目において、就職活動時の企業選びの基準を伝え、企業選択に活用するよう促すことにした。  キャリア教育内容の一部を改編し、女性の活躍に対する動機付けを積極的に行う。	学生・キャリア支援センター	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## ・意見聴取に関する根拠資料・データ (※各根拠資料・データについては、学内者のみの資料とする。)

資料番号	資料名	担当事務	備考
Ⅲ-1-1	新入生の生活に関する調査報告書 (R4 年度)	学生・キャリア支援課	
Ⅲ-2-1	大学ウェブサイト「学生懇談会 (2022)」	学生・キャリア支援課	
Ⅲ-3-1	2022 年度卒業・修了時 (卒業生) 調査結果	学務課	
Ⅲ-4-1	2022 年度卒業 1 年目調査結果	学生・キャリア支援課	

以 上